

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会達第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会処務規程の一部を改正する規程

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会処務規程（平成27年公平委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪広域環境施設組合公平委員会処務規程

第1条、第6条第3項及び第7条中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

1

大	阪	広	域
環	境	施	設
組	合	公	平
委	員	会	印

2

大	阪	広	域	環
境	施	設	組	合
公	平	委	員	会
委	員	長	之	印

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。